

# 案

## 京都府再エネ・コンシェルジュ認証制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、京都府再エネ・コンシェルジュ制度（以下、「本制度」という。）を実施するために必要な事項を定め、府民の再エネ導入に積極的に提案等を行う人材を育成することにより、京都府内の家庭における再生可能エネルギーの導入促進を図り、もって地球温暖化対策の更なる推進及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー 京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例第2条第1項で定めるものをいう。
- (2) 再生可能エネルギーの導入等 京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例第2条第2項で定めるものをいう。
- (3) 再エネ設備等 京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例第7条第3項で定めるものをいう。
- (4) 京都府再エネ・コンシェルジュ 京都府知事（以下、「知事」という。）は、指定する研修会を修了するとともに試験に合格し、知事の認証を得た者をいう。

### (役割)

第3条 京都府再エネ・コンシェルジュは、府民の再エネ設備等の導入等に対し、積極的な提案を行い、府民が個々の住宅への再エネ設備等の導入を支援する活動を行わなければならない。

### (認証)

第4条 京都府再エネ・コンシェルジュの認証を受けようとする者は、京都府再エネ・コンシェルジュ認証申請書（別記第1号様式）に添付書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項に規定する認証の申請があった場合において、申請者が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、京都府再エネ・コンシェルジュの認証を行うものとする。
  - (1) 再エネ設備等の導入に関する用務を業とする府内の事業者には雇用されている場合は、京都府再エネ・コンシェルジュの認証について所属する事業者の同意を得ていること
  - (2) 第9条第1項の規定による認証の取消しを受けてから3年間を経過しない者ではないこと
  - (3) 京都府暴力団排除条例（平成22年京都府条例第23号）第2条第4号に掲げる暴力団員（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
  - (4) 関係法令を遵守すること
- 3 知事は、前項の認証をしたときは、当該申請者に対して京都府再エネ・コンシェルジュとして認定されたことを証する京都府再エネ・コンシェルジュ認証書（別記第2号様式）を交付する。

## 案

- 5 京都府再エネ・コンシェルジュは、京都府再エネ・コンシェルジュ認証書を亡失し、又は滅失したときは、知事に、京都府再エネ・コンシェルジュ認証書再交付申請書（別記第3号様式）を提出し、京都府再エネ・コンシェルジュ認証書の再交付を受けることができる。

### （実績報告）

- 第5条 京都府再エネ・コンシェルジュは、第3条第2項に規定する活動内容に係る当該年度の実施状況について、活動実績等報告書（別記第4号様式）により翌年度の4月15日までに知事に提出しなければならない。

### （認証の有効期間）

- 第6条 京都府再エネ・コンシェルジュの認証の有効期間は、知事の認証を受けた日が属する年度末から起算し3年間とする。
- 2 前項の認証の有効期間の満了後引き続き認証を受けようとする者は、認証の更新を受けなければならない。

### （変更等）

- 第7条 京都府再エネ・コンシェルジュは、京都府再エネ・コンシェルジュ認証申請書の内容について変更が生じた場合は、京都府再エネ・コンシェルジュ認証変更届出書（別記第5号様式）により当該変更に係る事項について速やかに知事に届け出なければならない。

### （廃止）

- 第8条 京都府再エネ・コンシェルジュは、京都府再エネ・コンシェルジュとしての業務を廃止したときは、京都府再エネ・コンシェルジュ認証廃止届出書（別記第6号様式）を知事に提出しなければならない。
- 2 京都府再エネ・コンシェルジュは、前項の京都府再エネ・コンシェルジュ認証廃止届出書を提出するときは、併せて第3条第3項の規定により交付を受けた京都府再エネ・コンシェルジュ認証書を知事に返納しなければならない。

### （取消し）

- 第9条 知事は、次の各号に該当する場合、京都府再エネ・コンシェルジュに対する第4条第1項の規定による認証を取消しすることができる。
- (1) 京都府再エネ・コンシェルジュが第3条第3項各号の基準を満たさなくなったとき
  - (2) 第4条第1項の認証の申請に当たって、虚偽の申請その他不正の手段によって認証を受けたとき
  - (3) 第11条第1項の規定による勧告に正当な理由なく当該勧告に従わないとき
  - (4) 知事が京都府再エネ・コンシェルジュが公序良俗に反する行為を行ったと認めるとき
- 2 知事は認証を取消しする際には、京都府再エネ・コンシェルジュ第三者委員会に諮らなければならない。
- 3 知事は、第1項の規定により京都府再エネ・コンシェルジュの認証を取消したときは、その旨を当該認証の取消しを受けた者に対して取消しの理由を付して書面により通知す

## 案

る。

(京都府再エネ・コンシェルジュ第三者委員会)

第10条 知事は、再エネ・コンシェルジュの認証を取消する際に公正な取扱いを行うために京都府再エネ・コンシェルジュ第三者委員会を設置する。

2 京都府再エネ・コンシェルジュ第三者委員会の委員は5名以内とし、委員長及び副委員長を置き、知事が指名するものとする。

3 委員会の運営については、別に定める。

(報告の徴収等)

第11条 知事は、本制度の適正な運営を確保するため、京都府再エネ・コンシェルジュに対し、必要な事項についての報告又は資料の提出を求めることができる。

2 知事は、本制度の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その職員に京都府再エネ・コンシェルジュの事務所その他業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(指導・助言)

第12条 知事は、京都府再エネ・コンシェルジュに必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告)

第13条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、必要な措置を講じるよう勧告することができる。

(1)第3条第2項の規定による活動内容の状況が適切でないと認める者

(2)第5条の規定による提出をせず、又は協議の記載をして提出した者

(3)第7条の規定による提出をせず、又は虚偽の記載をして提出した者

(4)第8条の規定による提出をせず、又は虚偽の記載をして提出した者

(5)第11条第1項の規定による報告又は資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

(6)第11条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(公表)

第14条 知事は、次の各号に掲げる事項を、京都府が運営するインターネット上のホームページにおいて公表する。

(1) 京都府再エネ・コンシェルジュの氏名

(2) 京都府再エネ・コンシェルジュが再エネ設備等の導入に関する用務を業とする府内の事業者には雇用されている場合は、その事業者名等

(3) 第9条第1項の規程により京都府再エネ・コンシェルジュの認証を取り消された者及びその理由

# 案

第1号様式

年 月 日

京都府知事 ○○ ○○ 様

## 京都府再エネ・コンシェルジュ認証申請書

住所

氏名

印

京都府再エネ・コンシェルジュ認証制度実施要綱第3条第2項の規定により、  
京都府再エネ・コンシェルジュの認証を受けたいので、関係書類を添えて下記  
のとおり申請します。

### 記

1 所属事業者  
事業者名

住所

2 勤務事業所  
事業所名

住所

3 再エネに係る業務内容

## 案

京都府知事 様

## 誓約書

私は、下記の事項に同意し、京都府再エネ・コンシェルジュ認証制度実施要綱に基づき京都府再エネ・コンシェルジュとして活動することを誓約します。これに反した場合又は虚偽の申告等が判明した場合には、認証を取消されるとともに氏名を公表されても異議を申しません。

### 記

- 一 自らの個人情報の一部（名前、顔写真、所属事業者、勤務事業所）について、京都府再エネ・コンシェルジュポータルサイトに掲載すること
- 一 関係法令を遵守すること
- 一 暴力団員等による不当要求を受けた場合には、断固としてこれを拒否し、不当要求があった時点で、速やかに府にこれを報告し、警察への通報に必要な協力をすること
- 一 現在、暴力団員等のいずれにも該当しておらず、かつ京都府再エネ・コンシェルジュに認証されている間も該当することはないこと

平成 年 月 日 氏名 印

案

京都府知事 様

同意書

\_\_\_\_\_が再エネ・コンシェルジュの承認を申請することに同意し、\_\_\_\_\_の再エネ・コンシェルジュの認証が取り消された場合は、事業者名が公表されても異議を申しません。

平成 年 月 日 所 在 地

名 称 (法 人 名)

代 表 者 役 職 名

氏 名

印

案

第2号様式

(表)

		第 _____ 号	
<b>京都府再エネ・コンシェルジュ認証書</b>			
氏 名			
所 属			
写真	上記の者を京都府再エネ・コンシェルジュとして認 証する。		
	認 証 日	年 月 日	
	有効期限	年 月 日	
京都府知事		氏 名	印

(縦 54 mm × 横 85.6 mm)

(裏)

<b>京都府再エネ・コンシェルジュ認証制度実施要綱第4項</b>
(活動内容等)
第4条 京都府再エネ・コンシェルジュは、府民の再エネ設備等の導入等に対し、積極的な提案を行い、府民が個々の住宅への再エネ設備等の導入することを支援するものとする。

# 案

第3号様式

年 月 日

京都府知事 ○○ ○○ 様

京都府再エネ・コンシェルジュ認証書再交付申請書

住所

氏名

印

京都府再エネ・コンシェルジュ認証制度実施要綱第3条第5項の規定により、  
京都府再エネ・コンシェルジュの認証書の再交付を受けたいので、下記のとおり  
申請します。

記

紛失した理由

# 案

第4号様式

年 月 日

京都府知事 ○○ ○○ 様

京都府再エネ・コンシェルジュ

年度業務実績報告書

住所

氏名

印

京都府再エネ・コンシェルジュ認証制度実施要綱第5条の規定により、年度の実施状況を報告します。

## 記

<論点>

どのような項目について報告いただくか。

例

- ・再エネを導入された方の声
- ・提案した再エネ
- ・再エネ導入の課題

# 案

第5号様式

年 月 日

京都府知事 ○○ ○○ 様

## 京都府再エネ・コンシェルジュ認証変更届出書

住所

氏名

印

京都府再エネ・コンシェルジュ認証制度実施要綱第7条の規定により、認証を受けた京都府再エネ・コンシェルジュの内容について変更したので、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

### 記

#### 1 変更の内容

変更前	
変更後	

# 案

第6号様式

年 月 日

京都府知事 ○○ ○○ 様

京都府再エネ・コンシェルジュ認証廃止届出書

住所

氏名

印

京都府再エネ・コンシェルジュ認証制度実施要綱第8条の規定により、京都府再エネ・コンシェルジュの認証を廃止したいので、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

廃止の理由